

市第8号議案

横浜市区民文化センター条例の一部改正

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市戸塚区民文化センター	横浜市戸塚区
---------------	--------

別表第1 横浜市磯子区民文化センターの項の次に次のように加える。

横浜市戸塚区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、楽屋	
---------------	-------------------------	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市戸塚区民文化センターを設置するため、横浜市区民文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市区民文化センター条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
（省 略）	
横浜市磯子区民文化センター	横浜市磯子区
<u>横浜市戸塚区民文化センター</u>	<u>横浜市戸塚区</u>
（省 略）	

別表第1（第4条）

	ア	イ
（省 略）		
横浜市磯子区民文化センター	ホール、ギャラリー、リハーサル室 、練習室、会議室、楽屋	情報コーナー
<u>横浜市戸塚区民文化センター</u>	<u>ホール、ギャラリー、リハーサル室</u> <u>、練習室、楽屋</u>	
（省 略）		